

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>所沢市東住吉四七一番三地先から同市東住吉六六三番一地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>七・七三〇 一一・四六</p>	<p>七・三四〇 七・七三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一四〇・七五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>る。 歩道整備事業によ</p>		<p>備考</p>